最終更新日：2024年11月28日
Terra Drone株式会社
代表取締役社長　徳重 徹
問合せ先：03-6419-7193
証券コード：278A
https://terra-drone.net/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、日本が世界に誇る技術分野で、新産業を生み出し、日本発スタートアップが世界で通用することをもう一度証明し、世界で戦えるリーダーを輩出する理念のもと、様々なステークホルダーとの共通価値の創造を通じて持続可能な成長を実現し、以てより良い社会の実現に寄与することを重要な経営課題と位置付けています。この経営課題への取り組みとして、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役を選任しコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに執行役員制度を導入して、意思決定及び業務遂行のスピードアップを目指しています。又、株主・投資家との対話を積極的に行い、説明責任を果たすと共にステークホルダーからの期待に応えるよう努めると共に、少数株主や外国人株主の権利を確保し実質的な平等性の確保に懸念が生じないよう配慮をしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則の全てを実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
テラ株式会社	3,845,200	47.10
徳重 徹	1,366,700	16.74
Saudi Aramco Entrepreneurship Ventures Company Limited	484,000	5.93
三井物産株式会社	351,400	4.30
SBI4&5投資事業有限責任組合	224,200	2.75
株式会社INPEX	218,200	2.67
株式会社ヒルストン	177,600	2.18
VLI-SAベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合	153,000	1.87
ナントCVC2号投資事業有限責任組合	130,900	1.60
SBI4&5投資事業有限責任組合2号	127,300	1.56

支配株主（親会社を除く）の有無	徳重徹
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース

決算期	1 月
業種	精密機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、支配株主との取引等を行っておらず、今後も取引等を行うことを予定しておりません。支配株主との取引においては、関連当事者取引のリスクを考慮し、取引条件やその妥当性・必要性を慎重に検討した上で、取締役会での事前の承認を得て行う方針です。なお、現時点でテラ㈱との取引を行う予定はございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
深田　啓介	他の会社の出身者											
前田　信敏	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深田　啓介	○	―――	深田啓介氏は、証券会社における経験に基づき、豊富な財務知識と幅広い見識により当社の財務戦略を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待して、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
前田　信敏	○	―――	前田信敏氏は、ベンチャーキャピタルにおける豊富な投資経験や事業理解の深さより、当社の事業戦略を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待して、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	6	1	1	2	2	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―

補足説明

「2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）」 の 「（5）（任意）指名･報酬委員会」を参照。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

適切なコーポレート･ガバナンス体制の確立に向けて、三様監査（監査役監査、内部監査、会計監査）それぞれの実効性を高め、かつ、全体として監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。 監査役、会計監査人及び内部監査担当の相互連携としては、定期的に三様監査の意見交換を実施しているほか、内部監査の監査現場に監査役が立ち会う等して連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
児島　和子	他の会社の出身者													
遠藤　康彦	公認会計士													
徳本　尚子	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
児島　和子	○	―――	児島和子氏は、公認内部監査人資格を有し、長きに渡り上場会社での内部統制･内部監査業務に携わっており、常勤監査役経験等も有しております。当社の監査業務にもこれらを活かしていただけるものと判断したため、常勤監査役に選任しております。東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
遠藤　康彦	○	―――	遠藤康彦氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知見を有し、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かすことが期待できることから、社外監査役として選任しております。東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

徳本　尚子	○	徳本尚子氏は当社の顧問弁護士事務所である法律事務所ZeLo･外国法共同事業に所属しておりますが、同事務所は、50名以上の弁護士資格者を有し、同弁護士は当社の対応窓口にもなっておらず、特段支障ないと考えており、独立役員に選任しております。	徳本尚子氏は、弁護士資格を有しており国際的な幅広い知識と経験をもとに、法律の専門家として当社の経営に対する助言及び意見をいただくことを期待しております。当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を的確かつ公正に遂行できる知識及び経験を有しているため、社外監査役として選任しております。東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績及び企業価値の向上への意欲を高めることを目的に導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的として、ストックオプション制度を導入しております。 社外取締役に対しては、企業の経営に対する責任をより感じ、経営陣の監視･評価をより積極的に行うよう促すことを目的として、ストックオプションを付与しております。 なお、ストックオプションの付与対象者の「その他」は、当社の外部協力者であります。外部協力者に対しては、各領域で価値を発揮し、中長期でサポートして頂きたい方を対象として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。 取締役及び監査役の報酬は、役員区分ごとにそれぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（1）役員報酬等の内容の決定に関する方針等
代表取締役、社外取締役2名に加え、社外監査役3名が出席する形式となる（任意）指名・報酬委員会において、指名方針・評価基準に基づき、各候補者の登用や適格性、報酬水準について検討されております。当社取締役報酬の内容は、固定報酬から構成されており、固定報酬につきましては、業界水準、当社業績、各取締役に求められる職責及び能力等、諸般の事情を考慮し決定することとしております。
（2）取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
（任意）指名・報酬委員会において、評価基準に基づき適格性を検討のうえ、取締役会に委員会の意見を答申する事になっております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

（1）社外取締役のサポート体制
社外取締役に対しては、事務局（経営管理部）が、取締役会等重要会議の資料の事前配布にあたっては、充分に検討する余裕が確保できるように可能な限り早期の配布に努めております。なお、社外取締役は、他の社外役員と定期的に協議を行うことで、情報の共有を図っています。
（2）社外監査役のサポート体制
非常勤の社外監査役に対しては、常勤監査役である社外監査役が経営会議をはじめとする社内の重要な会議や社内監査を通じて得た情報等を監査調書にまとめ、監査役会において共有しております。また、社外監査役に対しては、事務局（経営管理部）が、今後の取締役会の議事内容の事前共有及び取締役会資料の事前共有を行い、適切な検討時間を確保できるように努めております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役会
当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されております。原則として、月に1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。
（2）監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（3名とも社外監査役）で構成されており、原則として月に1回監査役会を開催し、監査に関する重要事項の報告、協議及び決議、並びに監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要会議に出席し、業務執行状況の把握に努めております。
（3）経営会議
当社の経営会議は、代表取締役、常勤監査役、業務執行取締役2名、執行役員4名により構成されており、原則として月に1回開催しております。経営会議は、各部門の業務執行状況の報告及び経営上の重要事項の審議及び報告を行い、迅速かつ効率的な経営管理体制の確立、情報の共有と内部統制機能の強化を図っております。
（4）リスク・コンプライアンス委員会
当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役、常勤監査役、業務執行取締役2名、執行役員3名、経営管理部長、内部監査担当により構成されており、四半期に1回開催しております。当社に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせるリスクの予兆や発生をモニタリングしております。
（5）（任意）指名・報酬委員会
当社の代表取締役社長徳重徹は、Terra Charge株式会社の代表取締役社長を兼務しており、業務執行状況などのモニタリング、牽制体制の仕組作りが必要と考えております。客観的に両社兼務による業務遂行が困難である場合、徳重徹に対して兼務解消を提案できる仕組みであることや社外取締役の関与の強化、効率的な議論の促進の強化が必要と認識しており、任意の指名・報酬委員会を導入しております。構成委員は、代表取締役、社外取締役2名に加え、社外監査役3名が出席する形式となります。
また、「代表取締役社長兼務体制に対するモニタリングのガイドライン」を定め、基本的に四半期に一度、また必要に応じて更にその頻度を高める建付けで、兼務の状況についてモニタリングを行い、懸念・問題事項が発生した場合、速やかに委員会を開催し、要改善を代表取締役社長へ提言する運用としております。また、次回委員会開催時に代表取締役社長の活動状況に改善が見られなかった場合、指名・報酬委員会委員である独立社外取締役より、他社兼務体制を解消すべき旨を代表取締役社長へ通知する事としております。
（6）内部監査
当社における内部監査は、内部監査規程に基づき代表取締役が任命した、被監査部門から独立した内部監査担当者が実施しております。内部監査担当者は、各部門及び子会社の監査を、内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、監査の結果報告を代表取締役に行い、各部門及び子会社へ監査結果の報告、改善事項の指摘、指導等を行っております。
（7）会計監査人
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人に所属する公認会計士によって独立の立場から適時適切な会計監査業務が実施されております

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役による迅速かつ的確な意思決定による業務執行を行う一方、適正な監督・監視が可能な経営体制により、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、実効性を高める体制として、監査役会設置会社の体制を採用しております。 当社は、社外取締役を含めた取締役会における意思決定と業務執行及び相互牽制による監視を行いつつ、社外監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監査機能の充実と意思決定の透明性を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送及び早期の電子提供措置事項の公表に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が1月であり、毎年4月に定時株主総会を開催しております。比較的他社の決算期と重複しない傾向があるものの、可能な限り集中日を回避し、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIRウェブサイトにおいて、「IRポリシー」として公表してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役による個人投資家向け会社説明会を、年1回程度開催することを基本方針にしたいと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	取締役によるアナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催することを検討しております。 また、取締役によるスモールミーティングや個別ミーティング、カンファレンスへの参加等を随時実施してまいります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	取締役による海外投資家との個別ミーティングを随時実 施してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIRウェブサイトにおいて、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、各種説明会資料、英文IR資料等を掲載してまいります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート部門内にIR担当を設置いたします。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・従業員・取引先をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを検討しております。また、リスク・コンプライアンス規程において、コンプライアンス体制を定め、法令や社内諸規程、社会倫理その他規範の遵守や社会的な責任を果たすことを周知徹底しております。 また、コンプライアンス研修等において、企業活動においてはステークホルダーを尊重することが不可欠である旨を周知徹底しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時適切かつ公平な会社情報の開示を行うとともに、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションの充実に努めてまいります。
その他	女性役員は社外監査役2名であります。性別にかかわらず各役職員の業務執行能力に基づいて処遇を行っております。管理職・役員に相応しい人材を適材適所で登用する方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備･運用状況又は準備状況
当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において、「Terra Drone Group 内部統制システムに関する基本方針」を制定し、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(a) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
(b) 取締役会は、内部統制システムの基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築･運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
(c) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
(d) 監査役は、監査役会で定めた監査方針･計画のもと、取締役の職務執行の適正性を監査する。
(e) 代表取締役は、財務報告に係る内部統制の統括責任者を任命し、財務報告に係る内部統制システムを整備し運用する体制構築を行う。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。
(f)当社グループは、反社会的勢力･団体･個人とは一切関わりを持たず、不当･不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

c 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
(b) 取締役は、情報システムを利用して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

d 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制
(a)取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「Terra Drone Group行動指針」を定める
(b)代表取締役社長は、コンプライアンス管理の統括責任者として、コンプライアンス管理を実施する組織を設置し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進･維持する。
(c)コンプライアンス上の問題発生時には、上記にて設置した組織にて調査･協議等必要な対応を行う。
(d)内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するとともに、各種研修の実施等を通じて役職員の意識徹底に努める。
(e) 代表取締役社長は、関係会社の管理について「関係会社管理規程」を定め、統括責任者を任命する。統括責任者は、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

e 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a)代表取締役社長は、リスク管理の統括責任者として、リスクを包括的に管理する組織を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
(b)リスク管理を円滑にするために、リスク･コンプライアンス規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
(c)代表取締役社長は、内部監査担当者を任命し、定期的に内部監査を実施させる。内部監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長の指示の下、各部門で対策を実行する。

f 監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(a)取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
(b)補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
(c)監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものする。

g 監査役設置会社の役職員の監査役への報告及び子会社役職員の親会社監査役への報告に関する体制
(a)監査役は、取締役会の他、業務執行の重要な会議へ出席し、当社の財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性がある事項について報告を受ける。
(b)役職員は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針･会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
(c)役職員は、当社の財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性のある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
(d)子会社役職員は当該子会社の財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性のある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、親会社に報告し、報告を受けた役職員は、監査役に報告する。
h 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びその子会社の役職員に周知徹底する。

i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
(b) 監査役は、会計監査人及び内部監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力とのかかわりはないと認識しております。
リスク及びコンプライアンス管理にかかる会議体として、リスク・コンプライアンス委員会を設定し、「反社会的勢力対策規程」「リスク・コンプライアンス規程」「Terra Drone Group内部統制システムに関する基本方針」を整備し、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなどの徹底を図っております。また、外部組織との連携に関しては、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加入し、定例会、懇親会などへ出席し広域情報を入手するとともに、必要に応じて警察とも連携できる体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフロー図は以下のとおりです。

【コーポレート・ガバナンス体制】

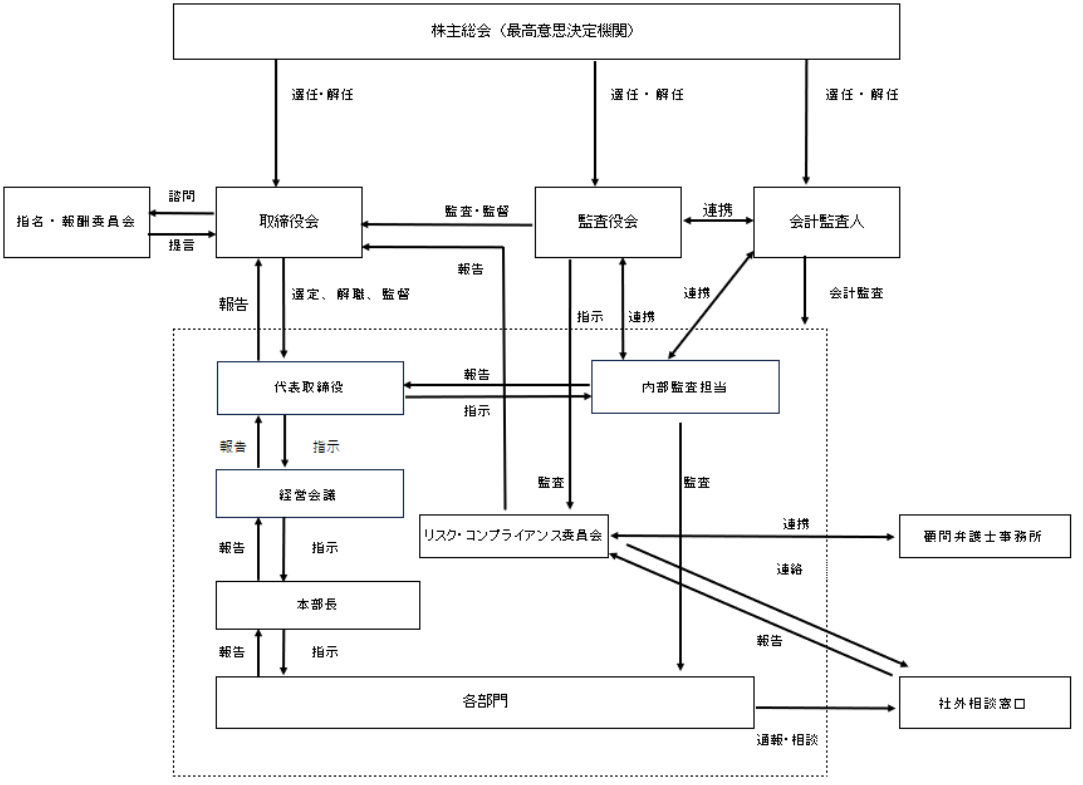

【適時開示体制】
・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー

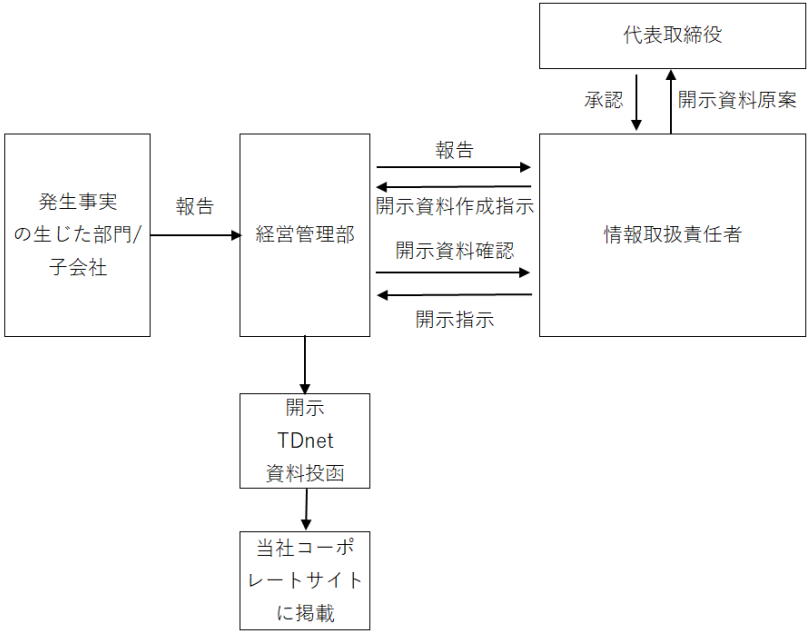

【適時開示体制】
・決定事実に関する情報の適時開示業務フロー

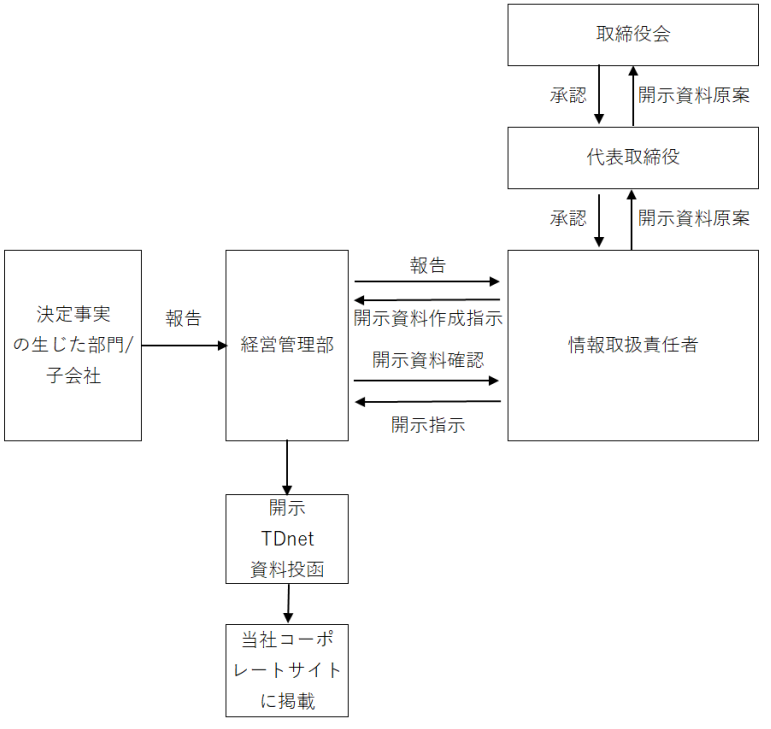

【適時開示体制】
・決算に関する情報の適時開示業務フロー

